

白川町住宅等リフォーム支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた町内建築関係者の事業継続を図るとともに、住環境の改善のため、住宅等の増改築等に係る費用の一部を補助することを目的とし、その交付に関しては、白川町補助金等交付規則（平成9年白川町規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、別表第1のとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、増改築等を行う町民及び町内事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 町民にあつては、世帯員のいずれかが町税及びこれに準ずる納付金を滞納している者
- (2) 町内事業者にあつては、町税及びこれに準ずる納付金を滞納している者
- (3) 白川町暴力団排除条例（平成24年白川町条例第11号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員、又は暴力団、暴力団員と密接関係者である者

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の内容は別表第2、補助金の額及び交付要件等は、別表第3のとおりとする。

(補助対象事業の認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業着手前に白川町住宅等リフォーム支援事業認定申請書（様式第1号）に補助金計算書（様式第2号）、町税及びこれに準ずる納付金の納付状況調査同意書（様式第3号）及び必要書類を添えて町長に申請しなければならない。

(補助対象事業の認定)

第6条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認定したときは、白川町住宅等リフォーム支援事業認定通知書（様式第4号）により、認定できないときは、白川町住宅等リフォーム支援事業不認定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。ただし、この認定は、補助金の交付を担保するものではないものとする。

2 前項の事業認定をした日から令和3年2月末までに交付申請をしなかった場合は、当該認定は失効するものとする。

(変更認定申請等)

第7条 前条の事業認定を受けた申請者は、申請の内容に変更が生じた場合又は中止する場合は、白川町住宅等リフォーム支援事業変更認定（中止）申請書（様式第6号）に補助金計算書（様式第2号）及び関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請により認定内容の変更又は中止を承認した場合は、白川町住宅等リフォーム支援事業変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 第6条または前条の規定による認定又は承認を受けた申請者（以下「認定申請者」と

いう。)は、事業完了後、速やかに白川町住宅等リフォーム支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第8号)に補助金計算書(様式第2号)及び必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(審査及び補助金の交付決定等)

第9条 町長は、前条の申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、事業認定の内容に適合すると認めたときは、補助金額を決定し、白川町住宅等リフォーム支援事業補助金交付決定(確定)通知書(様式第9号)により、適合しないと認めたときは白川町住宅等リフォーム支援事業補助金不交付決定通知書(様式第10号)により、認定申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 前条の確定通知を受けた認定申請者は、補助金の交付を請求しようとするときは、白川町住宅等リフォーム支援事業補助金交付請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月6日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1(第2条関係)

用語	定義
町民	町に住民登録があり現に居住している者をいう。
町内事業者	町内に事業所を有する法人又は個人事業主をいう。
住宅等	自己の居住の用に供する一戸建て住宅、併用住宅及び店舗、事務所をいう。
所有者	住宅等に係る所有権を有する者をいう。
増改築等	住宅等の増築、改築、その他リフォーム、木質化のうち、別表第2に掲げる工事等を行うことをいう。

別表第2(第4条関係)

	区分	内容	
補助対象工事	増築	既存住宅等に行う建て増し	
		母屋と渡り廊下で接続する増築	
		同一敷地内に設置する居住部屋等	
	改築	住宅等の一部を除却して、従前と同規模のものに建て替える改築	
	改修工事	屋根・外壁など外部の大規模修繕	基礎、土台等の改修工事
			ベランダ、バルコニー、テラスの設置工事
		その他のリフォーム等	台所、浴室など水廻り修繕 (システムキッチン、ユニットバス、洗面台の設置及び改修を含む) ※システムキッチンのうち食洗器、IH機器の取り換えのみは対象外
			給湯、給排水、衛生設備の新設及び改修
			内部の大規模な模様替え
			内部建具、ガラス、障子、襖にかかる改修工事
内部の床張替え、畳新設・表替え			
外部建具にかかる改修工事			
木質化工事	床、壁、天井、外壁、デッキ、塀の木質化にかかる工事		
補助対象と	全体	設計費	
		取り壊しのみを行う解体工事	
		車庫の増改築	
		シロアリ駆除	
外装	太陽光発電設備、太陽熱温水器、アンテナの設置		

な ら な い 工 事		造園、植木剪定、門扉等外構 ※木質化工事以外の門扉等外構工事に係る工事
	内装	エアコン、薪ストーブの設置
		照明器具、カーテンの取替
	設備	電話やインターネットなどの配線工事
		電化製品、家具の購入
	その他	他の同様な補助金を受ける工事
補助の対象とすることが不相当と認める経費		

別表第3 (第4条関係)

区分	補助率、補助金額及び限度額	交付要件等
改修	補助対象工事費用の1/3以内 限度額50万円	住宅等を増改築し、10万円以上の費用を支払った場合
木質化	補助対象工事費用の1/2以内 最大6,000円/㎡ 限度額30万円	町内の木材製品を扱う事業者から調達した厚さ9mm以上の無垢の地域材を使用し、かつ施工面積が12㎡以上の場合 デッキ、塀は、木材の占める面積が80%以上の場合

備考

1. 補助金の交付は、当該工事を行う住宅等1棟につき1回限りとし、改修工事と木質化工事の併用は認めない。
2. 算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
3. 補助対象工事は、町内事業者に発注するものに限る。